



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会社名 大日本スクリーン製造株式会社
代表者名 取締役社長 橋本 正博
(コード番号 7735 東証・大証第一部)
問合せ先 総務課長 中村 博昭
(TEL. 075-414-7115)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に移行したことに伴い、当社定款の株券を発行する旨の規定は廃止されたものとみなされております。そのため、株券の存在を前提とした規定およびその他用語の削除など形式的な変更を行うものであります。また、経過的な措置として、「決済合理化法」施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで株券喪失登録簿を備え置かなければならないことから、所要の附則を新設するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 } ~ } < 条文省略 > 第 6 条 }	第 1 条 } ~ } < 現行どおり > 第 6 条 }
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	< 削 除 >
第 8 条 < 条文省略 >	第 7 条 < 現行どおり >
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。た</u> <u>だし、株式取扱規則に定めるところについ</u> <u>てはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 < 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4)次条に定める請求をする権利</p> <p>第 11 条 <条文省略></p> <p>第 12 条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 14 条 } <条文省略></p> <p>~ }</p> <p>第 21 条 }</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 23 条 } <条文省略></p> <p>~ }</p> <p>第 43 条 }</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4)次条に定める請求をする権利</p> <p>第 10 条 <現行どおり></p> <p>第 11 条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 13 条 } <現行どおり></p> <p>~ }</p> <p>第 20 条 }</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 } <現行どおり></p> <p>~ }</p> <p>第 42 条 }</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 21 年 6 月 25 日

以 上